



(川 島)

徳島・觀音寺遺跡

かんのんじ

- 1 所在地 徳島市国府町觀音寺
 2 調査期間 一九九七年度調査 一九九七年（平9）四月一～九九年三月
 3 発掘機関 財徳島県埋蔵文化財センター
 4 調査担当者 武市文雄・下内新吾・吉田博明・藤川智之
 5 遺跡の種類 官衙跡（国府）・河道跡
 6 遺跡の年代 古墳時代初頭、六世紀後半～十三世紀
 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

觀音寺遺跡のある国府町は徳島市域の西縁に位置する。遺跡は吉野川の一主流である鮎喰川（あくいがわ）によって形成された冲積地上、標高六～七mに立地する。

國府町には奈良・平安時代のみならず、縄文時代後期・弥生時代中期～古墳時代前期などの大集落が確認されている。また、鮎喰川流域は有数の青銅器の集中地帯もある。安都真遺跡などから複数の銅鐸が発見されているほか、名東・矢野の両遺跡で埋納状態の銅鐸が集落内より出土している。

國府町は阿波國府の推定地とされてきた。それは、一〇世紀前半に成立した『和名類聚抄』によつて、古代の阿波國府は名東郡所

在とわかる（もともと名方郡であったが、寛平八年（八九六）に名方東郡（名東郡）と名方西郡（名西郡）の二郡に分割されたので、國府は名東郡所在と記載されている）、鮎喰川が形成した扇状地左岸域に条里遺構が広がり、そこに國府の地名が残っていること、國府町矢野に國分寺、石井町尼寺に國分尼寺が所在することなどによる（石井町尼寺の「一画のみが名西郡で、他は全て名東郡に属していた」）。

國府比定地をめぐっては、従来は現在の大御和神社を中心と広がるとみる意見があった。しかし、徳島市教育委員会による一〇次における範囲確認調査においても、國府に相当する遺構は確認されず、正確な位置や構造は解明されていない。近年では、現存する条里地割を重視し、十六番札所觀音寺を中心とする案が新たに想定されている。國分僧寺は調査地の南一・五km、國分尼寺は西〇・五kmに位置し、古代阿波國の中心地であることを示す遺構がこの地域には点在している。

國府町には奈良・平安時代のみならず、縄文時代後期・弥生時代中期～古墳時代前期などの大集落が確認されている。また、鮎喰川流域は有数の青銅器の集中地帯もある。安都真遺跡などから複数の銅鐸が発見されているほか、名東・矢野の両遺跡で埋納状態の銅鐸が集落内より出土している。

觀音寺遺跡の一九九七年度の発掘調査では、溝・井戸などの多くの遺構とともに大規模な自然流路が検出された。多くの遺構は平安

期に下るものであるが、流路内からは約五〇点の木簡をはじめとする多数の遺物が出土した。

流路は北流し、検出延長約一五〇mに及ぶ。幅は約一〇mを測り、深さは南で約一四〇cmと浅く、北では約二六〇cmと深い。これは北への傾斜により、新しい層位の遺存状況がよいことによる。後述する上層は、北へいくほど安定した遺存状況を示す。流路の機能していた年代は、六世紀末以降の約二百年間にわたる。

堆積層は七世紀中頃を境に上下二層に大別される。上層はシルト層を主体とし、遺物は原位置をとどめる場合が多くみられる。木材加工時の削屑を含むなど、出土遺物は全体に小型のものが中心をしめる。ほとんどの木簡はこの層に含まれる。

下層では、砂層が主体で部分的に間層としてのシルト層がみられる。遺物は上流からの移動を経ているものが多く、完形の土器や建築部材のような大型品の出土が顕著である。⁽⁴⁾〔「論語」木簡〕は、下層のなかでも比較的上位層の出土である。共伴する出土遺物のうち、須恵器は田辺編年のTK二一〇九式に並行しており、七世紀第Ⅱ四半期までにおさまると考えてている。

木簡の出土層位をもう少し詳しくみておく。七世紀末から八世紀前葉にかけては、複数の層にまたがつて木簡の出土がみられる。郷里制ないし郷制下のもの⁽⁵⁾⁽⁹⁾と「評」表記のもの⁽²⁾が混在する状況であり、出土層位と木簡の正確な年代の整合は困難である。

しかし、下位の層位の木簡の出土層序は安定しており、木簡の記載内容から判断される年代との矛盾はない。⁽¹⁾〔「己丑年」七世紀第IV四半期〕・〔3〕〔「五十戸税」七世紀第III四半期〕の年代は、他の遺物の年代観と比較しても違和感なく理解できる。

遺物の種類は土器（須恵器・土師器・陶器・磁器）、木製品（容器・農工具・紡織具・服飾具・馬具・木製祭祀具・建築部材）、金属製品（錢貨・鏡・農工具）、自然遺物（動物遺体・植物遺体）などの多岐にわたる。総数では、五〇万点を超える。

木簡を除く遺物では、斎串などの木製祭祀具の出土状況が注目される。七世紀初頭以降の数段階にわたって、良好な出土状況が確認された。七世紀初頭の例では、土師器の甕に斎串十数本を束ねた状態で突き刺して廃棄していた。七世紀末の例では、長さや形態によつて数本ずつを束ねた状態であり、数m離れた位置には上顎と下顎を分割した馬の頭骨が供えられていた。いずれの例でも、端部の揃え方からみて廃棄時の位置関係をとどめていると判断された。祭祀に用いられる木製品には、斎串の他に人形・舟形・陽物形などがある。年代によつて組成に変化がみられるようで、現段階では七世紀末にもつとも種類が豊富になるとを考えている。

木製品はどの層にも均等に含まれているものと、年代によつて偏りのあるものとの二種がある。前者としては斎串、曲物、木錘を含む紡織具があり、後者では下層に多いものとして建築部材、農工具、

があげられる。

今回の調査成果は、阿波国府が觀音寺を中心とする微高地に存在した可能性が高いことを立証したばかりでなく、その構造や成立過程についても重要な知見を提供することになった。

国府の構造については国庁そのものの確認がなされていないため、なお不明要素が大きい。但し、当埋蔵文化財センターの一連の調査によつても、方位などに基づく整然とした地割は確認されず、これまでに提示された六町や八町の方形範囲内の街区プランは再考をするものとなつた。

国府の範囲については、いくつかの想定案が出されているが、いずれの案をとるにしても、觀音寺遺跡は阿波国府内か、国府の西縁部に位置することになる。木簡の内容や、その他の出土遺物からみると、觀音寺遺跡は、阿波国府および阿波国の政務がとり行なわれた国庁と深く関わる遺跡とみて間違はない。

一方、流路内の年代は、国府成立期を遡つて六世紀末から継続しており、空白期をおかない。徳島市の西に隣接する名西郡石井町には、「粟国造墓碑」があり、名方郡大領である粟凡直の名がみえる。これにより、粟国造家は名方郡内に本拠をもつことが知られる。觀音寺遺跡で出土した六世紀から七世紀前半にかけての膨大な遺物は、国造家の邸宅に伴う可能性が非常に高い。とすれば、粟国造の本拠であつた施設を七世紀第Ⅲ四半期以降に発展・拡張させて取り込む

ことによって国府が成立したと解釈することができる。

觀音寺遺跡の所在する鮎喰川の左岸一帯は、鮎喰川の旧河道が幾筋も存在する。そのため自然の湧水がまことに豊富であり、検出された旧河道からも絶えず水が湧き出していた。すぐ東に隣接する舌洗池も、自然湧水により形成された池である。多數の木簡や斎串、多量の建築部材が検出されたのも、このような恵まれた自然条件による所が大きい。

今回の調査で出土した木簡は、検討会を行なつた一九九八年七月二六日の段階で六八点であった。その後、取り上げた木製品を水洗いする過程でも新たに木簡が発見されているが、ここでは釈読が完了して公表した一四点についてのみ報告することとする。なお、一九九七年度調査地の北側に隣接する地域を一九九八年度に発掘調査したところ、約一〇点の木簡が出土しており、觀音寺遺跡出土木簡の総数は九〇点近くに達している。これらについても、一九九七年度調査出土木簡の今回未報告分と合わせて次号で報告することとした。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「己丑年[四カ]月廿九日下」

187×42×4 032

(2) 「「麻殖評伎羽安一升」

210×19×4 032

(3) 「 波尔五十戸税三百十四束
高志五十戸税三百十四束

佐井五十戸税三七×
(504)×(32)×7 081

(4) □□依〔還カ〕乎□止□所中□□□

□□□□□乎

子曰 学而習時不孤□乎□自朋遠方來亦時樂乎人不□亦不愠
〔知カ〕

(左側面)

□□用作必□□□□□□人□□□□□□

(右側面)

(635)×(25)×14 065

「津迹郷野縁里大伴マ廣嶋」

233×25×2 051

「於井郷忍海△得矢女九月七日」

201×24×4 051

(5) ×之□納〔須カ〕

(10) 海蝮海老

□佰地△味田△百代之内得△百五十年代

鰻 老 海□

(102)×42×5 081

□必又□□田△百代之内得

□□□□□□

(205)×75×8 081

・「我 通下迄盜人
非 九 部」

・「為 □ 部」

152×18×3 032

(6) 「△丹生里糲一石」
△第國△伊君」

△△△△△△

(219)×26×5 033

「鳴里錦部鹿奉上大刀」

262×19×5 051



(4)
左側面



(3)部分

(1)の己丑年は、持統三年（六八九）にあたる。己丑年某月（四月か）二十九日の日付を記す付札。下端部の切り欠き付近に、墨痕らしい

記載された内容や出土した層位からみると、七世紀後半の木簡が多い。また靈龜三年（七一七）五月から天平一一年（七三九）末頃まで施行された郷里制下の木簡や、それ以後の郷制下の木簡も含まれているので、七世紀の第二四半期から八世紀代の木簡群が出土したことになる。干支を記す付札木簡や記録木簡を含み、内容的にも注目すべきものが多い。

(14) □曲マ里五人」

(225)×33×5 019

(13) 阿波国
「名カ」
□方郡郡道
「名カ」
国国国国道道道道

(243)×33×5 081

己丑年四月廿九日

(1)

麻西御付可言二十

(2)

達坂野保里大伴ア賀鳴

(5)

弟國ア伊名

(8)表

於井辯忍瀬ア弓矢文九月七日

(9)

しきものがあるが、赤外線テレビカメラ装置で見ても、墨痕とは断定しにくい。(1)が出土した層位の下からも、かなりの数の木簡が出土しており、それらの年代を遡らせうる根拠となつたものである。

(2)は、麻殖評から貢進された雉(伎羽)の肉(宍)二升に付けられた木簡。麻殖評からの貢進物付札で、觀音寺遺跡が阿波國府であることを端的に示している。「殖」は異体字。上端部の切り欠きは、珍しい形状である。

「万葉集」に「雉」が歌われており(卷十一一八六六、卷十三一三三一〇など)、「キギシ」と読まれているが(キ・ギともに甲類)、本木簡により、すでに「キジ」と読む事例のあつたことがわかる。麻殖郡忌部郷の種野山は、中世、豊かな山の幸に恵まれていたことによく知られている。

(3)には「五十戸税」と記されていて、注目される。二断片に分かれて出土したが、釈読作業中に接続することが判明した。「高志五十戸税三百十」の「十」の箇所で折れていたが、下の部分と接続できしたことにより、税の単位は「束」であることがはつきりした。上端部近くの中央部に、刀子で浅く抉った痕跡がある。貫通した孔ではない。左右の側面は割られている。

一段めは、右から左へ「波尔五十戸税三百□」「高志五十戸税三百十四束」と書く。「波尔五十戸税三百□」の□は、残画からすると「十」である可能性が大きい。二段めは、「高志五十戸税三百十

四束」と同じ行に、やや空白をおいて、「佐井五十戸税三」と書く。その下は折れている。二段めの右半部は欠けているので、「波尔五十戸税三百□」と同じ行に文字があつたかどうか、確認できない。

二段めの「佐井」の左側に、明らかに墨点を確認できるので、「高志五十戸税三百十四束」と「佐井五十戸税三」と書いた行の左側に、もう一行あつたと推定される。

「里」と明記された事例で最も古いのは、藤原宮跡出土の「三野大野評阿漏里」で、癸未年(天武二年=六八三年)の年紀をもつ。「里」の表記が定着する以前には、「五十戸」と記された。木簡をはじめとする資料類に五十戸と記された事例は、これまでに約二〇例ほどある。(3)も新たにその事例に加えられる。

「和名抄」に、名方西郡に埴土(波爾)郷・高足(多加之)郷がみえる。佐井郷はみえず、その所属郡は不明である。「和名抄」では、名方西郡は埴土郷・高足郷・土師郷・桜間郷の順に、四郷が記されている。埴土郷・高足郷の順に注目すれば、一段めは右から左へ書き継いだものと推定される。この木簡にみえる五十戸が名方評に所属するものだけなのか、他の評の五十戸も記載されていたのか、問題を残す。

埴土郷は、氣延山^{きのべやま}北麓の石井町石井・浦庄から、氣延山の南側で鮎喰川右岸の徳島市入田町に及ぶ一帯とされる。高足郷は吉野川左岸の上板町高磯を中心とした一帯が想定されている。

先に「五十戸」と記す事例は、これまでに二〇例ほどあることを指摘した。しかしそれらのほとんどは、サト（里）と同義の用例である。唯一、例外であるのは、飛鳥京跡第五一次調査で出土した「白髪部五十戸」「破十口」と記すものである。この木簡とともに「大花下」の冠位を記す木簡が出土しているので、齊明天智朝頃のものと考えられる。他の「五十戸」の事例よりもやや古く、さらに五十戸から十個の破を貢進したことを記していく、注目される。

(3)では、高志五十戸の税三百十四束と明記している。波尔五十戸の税額は、折損のため不明だが、三百束を越えることは間違いない。「佐井五十戸税三」も同様であろう。これらは明らかに戸ごとに課された「税」を集計したものとみなしうる。

「税」は、オホチカラ・タ（田）チカラと読まれ、田租の意である。屯倉の田部に課されたり（安閑紀二年九月条）、田税の用例もある（天智紀八年冬条）。波尔・高志・佐井などの五十戸に課された税は、出舉に関わるものと判断されるが、やや微額にすぎるように思われる。またその額は、いずれも三百十束前後と一律であるのも気になるところである。

(4)は、杖状の木製品の四面に墨書があり、「觚」にあたるものか。下端部を削つて少し細くしており、その部分で折損している。もともと地面に突き刺すような形状だったかと推測される。

一応、幅広の方を表と裏、幅の狭い方を左右側面とした。表面の

下三字と裏面の文字はやや大きく草書風。左右の両側面と、表面の下三字を除く部分の文字はやや小さく、隸書風の要素の残る書体である。左側面の文字に、左端部の筆画が欠けたものがみられるので、左右側面に墨書した後、表裏を少し削つて書いたものと判断した。したがって「論語」の学而篇を記す左側面が、もともとの表面だったと考えられる。(4)は、出土層位からみて、七世紀の第Ⅱ四半期のものである。

左側面に「子曰 学而習時不孤□乎□自朋遠方來亦時樂乎人不□〔知カ〕亦不懼」の文言がある。「論語」学而篇の一の「子曰学而時習之。不亦説乎。有朋自遠方來。不亦樂乎。人不知而不懼」によつてはいるものの、文章に少し違いがある。釈読した右側面や表面の文言は、「論語」にみえない。

学令の第五条に、大学や国学で教授すべき経書として、「周易」以下が挙げられているが、さらに兼習すべきものとして「論語」と「孝經」がみえている。そのため「論語」を習書した木簡や墨書土器の報告が、藤原宮跡や平城宮跡を始めとして、いくつかの遺跡からなされている。奈良市の阪原^{さかはら}阪戸^{さかはさかと}遺跡からも奈良時代の「論語」学而篇十の習書木簡が出土しているが、文言に定本と異なる部分があつた（本誌一六号）。

(4)は七世紀の第Ⅱ四半期の木簡であるから、「論語」を習書したものとしては最古の事例となる。阿波国府に国学が置かれたのは、

大宝令施行に際してと考えられるから、七世紀の第Ⅱ四半期に阿波で『論語』が受容されていた歴史的背景が大きいに注目されるだろう。

阿波国造の居館で、『論語』の教授・学習が行なわれていたとの推測も可能である。阿波国には渡来系氏族の分布が散見し、また麻植郡呉島郷の地名もみえる。また阿波国造であつた栗凡直の一族から、後のことではあるが、板野郡の人、外従五位下行明法博士栗凡直鯨麻呂らに対し、貞觀四年（八六二）九月、粟宿禰の姓が与えられていることも参考になる（『日本三代実録』）。

(5)は郷里制下の木簡。『和名抄』に津迹郷はみえない。觀音寺遺跡出土の木簡にみえる地名について、『和名抄』の郷名にみえない事例が散見する。阿波国府の所在した名方郡や隣接する板野郡・阿波郡は、吉野川の下流域にあたり、河道の変遷が激しかつた地域である。『和名抄』にみえない地名があるのは、そうしたことに起因するのではないだろうか。

(6)は、代制下の木簡。小字名が付された各水田について、それぞれの田積と耕作が可能であつた田積を、四行にわたって書き上げた記録である。四行目は墨痕が薄く、ほとんど読み取れない。上端部は刀子で切り目を入れて折り取り、またほぼ中央で、人為的に刀子で縦に割っている。丁寧な廃棄方法が興味深い。

(7)は、表裏ともに腐蝕が甚だしい。『和名抄』に丹生郷はみえないが、阿南市水井町一帯に所在する水井水銀鉱山との関わりが注目

される。水井水銀鉱山は、明治期の最盛期には全国の水銀産出量の約六〇%を占めていた。同鉱山の周辺で確認された若杉山遺跡は、弥生時代終末期から古墳時代初期に、朱の原石である辰砂を採掘し碎石した遺跡で、砂岩製の石臼や石杵が出土している（菅原康夫氏『日本の古代遺跡³⁷ 德島』）。丹生里は、若杉山遺跡や水井水銀鉱山周辺の地域を指す可能性が大きい。阿南市は、古代には阿波国那賀郡であり、『先代旧事本紀』に長国造がみえていて注目される。

(8)は「弟国マ」と記すが、弟国部である。裏面上部に、ごく薄く二字分ほどの墨痕がある。上端部は折損しているが、左肩に切り欠きの一部分が残っている。弟国部は、繼体天皇の弟国宮を守衛するために設置された名代。他の事例として、飛騨国荒城郡の弟国部弟日がみえる（持統紀八年十月条）。弟国部が阿波国に設置されたことは、安閑朝における春日部屯倉の設置や（安閑紀二年五月条）、六世纪後半に至り、名方郡・板野郡・阿波郡を凡栗直が国造として支配するに至ったことなどと深く関連すると思われる。

(9)は、上端部を刀子で圭頭状に、また下部は細く尖らせている。二字め・三字めの運筆はややわかりにくい。於井郷は井於郷の書き誤りであろう。『和名抄』に、名方東郡に井上（井乃倍）郷がみえ、また河内国志紀郡に井於（為乃倍・井乃倍）郷の事例がある。

延喜二年（九〇二）の「阿波国板野郡田上郷戸籍」に「忍海」の事例がみえている。

(10)は習書。六つの断片となっている。蝮はアワビ。鰻はやや異体字で、旁を蔓に作る。エビを海老・老海と両様に書く。

(11)はほぼ中央で縦に半裁されている。

(12)は下部を尖らせていて。「和名抄」によれば、名方東郡に賀茂郷があり、また「阿波国板野郡田上郷戸籍」に錦部がみえている。「錦」の金偏は異体字。また「鹿」も、ヤマイダレの異体字となっている。

(13)は習書木簡。「□方」、「□□方」の「□」の字の崩しは、「名」ではないが、名方の意で書いたものだろう。阿波国の「波」のサンズイの崩しも珍しい。またこの木簡では、所々にごく薄く墨痕がある。もとの木簡を削り直して、習書したものとみてよい。

(14)の上端部裏面は焼け焦げている。肉眼では、「五人」の文字が見えるにすぎない。上部は赤外線テレビカメラ装置で確認した。縦の筆画が四本みえることから、「曲」と判断した。一字めは残画からすれば、「評」の可能性が大きい。「和名抄」に曲部郷はみえないが、阿南市に大曲の地名があり、那賀郡に所属した。

勾部の事例があるから、この曲部も勾大兄皇子（安閑天皇）の名代の可能性がある。曲部里の地名が曲部設置に由来するとすれば、(8)の弟国部とあわせ、六世紀前半代が阿波における画期であり、後半に粟凡直が国造となつていく歴史的背景が浮かび上がつてくる。(1)～(14)の木簡について、簡略な注記を加えたが、以下、古代史の立場から、觀音寺遺跡のもつ意義についてふれておきたい。

第一点 七世紀後半にさかのぼる阿波国府跡から、日本最古級のものを含む木簡群が出土した。とりわけ隸書風の論語木簡や五十戸税の木簡は、史料的価値が高い。木簡の内容からみると、出雲国府と意宇郡衙が隣接していたように、阿波国府の国庁に隣接して名方評衙が所在していた可能性もある。

第二点 六世紀末から七世紀前半にかけての祭祀遺物も多数出土しており、栗国造による水辺の祭祀に関わるものと判断される。

第三点 この地域を支配した栗国造の領域内に、七世紀後半、阿波国府が置かれた。今回出土した木簡群から、初期国府段階における地方政府の一端が、初めて具体的に把握できるようになつた。從来、全国の国府跡から出土した木簡は全て八～一〇世紀のもので、七世紀後半にさかのぼる事例は、觀音寺遺跡が最初である。きわめて注目すべき遺跡であり、出土した木簡群は、今後の日本古代史研究に必須の資料と言える。

なお、木簡の釈読は、繰り返し肉眼で観察して墨痕を追い、最終的には赤外線テレビカメラ装置で確認して、文字を確定した。釈文は記者発表したものを基本としているが、一九九八年七月二六日、財團法島県埋蔵文化財センターで行なわれた木簡検討会での成果を踏まえ、作成したものである。とりわけ(4)については、国立歴史民俗博物館の平川南氏、奈良国立文化財研究所の館野和己氏のご教示によるところが大きい。

（一七 藤川智之、八 和田 萃）